

# 課室紹介 「意匠課と意匠審査部門」

前意匠課企画調査班長 宮田 莊平

## 1. はじめに

みなさん、こんにちは。ご承知のとおり、特許庁技術懇話会は特許庁の技術系審査官の会員で構成されている団体です。そして、特技懇誌を読まれている皆さんの大多数は特許の審査官の方々でしょう。特に理系出身の特許の審査官の方々には意匠という分野はあまり馴染みがないかもしれません。特技懇の誌面にも残念ながら特集や話題は滅多に出てまいりません。ですから、今回の課室紹介はできる限り特許の審査官の方々に意匠の分野を少しでもご理解いただけるよう書いてみるつもりです。

ここでいう「意匠」の分野は無論、日本の意匠法に基づく意匠審査の分野を意味します。意匠法での保護対象は、丁寧に言い始めればきりがありませんが、物品の外観、もっと端的に言えば「ものの有様(ありさま)」といったところでしょう。仮に、意匠法の話から離れて、広く一般に「デザイン」といった場合、日本では、工業デザイン(インダストリアル・デザイン)をまず思い浮かべる方が多いかもしれません。このほか、デザインにはいろいろな分野があり、職域で分けるならば、グラフィック・デザイン、クラフト・デザイン、ジュエリー・デザイン、ファッション・デザインなどがあり、更には、ファッション雑誌の編集、グラフィカル・ユーザ・インタフェースなど多岐にわたります。

工業デザインに関して言えば、ヨーロッパにおいては、建築といったような理工学分野と密接に結びついているようであり、例えば、物理学といったような理学系分野を学んだ者が工業デザインの分野で活躍する例もあるようです。工業デザインとは、現代のものづくりには欠かせない一つの職域です。系統立てたものごとを考えていき、その際に用いられる工学的技術の要素と融合させながら、あるひとつの「かたち」をつくる作業です。そこ

にはその製品分野の特性や用いられる技術のレベル、さらにはその国や地域の文化や伝統などにしたがって、ある程度のデザイン理論が存在しています。一方で、審美性といった、理論では解析しきれない「感性」も同時に求められます。その点が日本でいうところのいわゆる「理系」の分野にはみられない特徴でしょう。

## 2. 意匠課の仕事

製品の大量生産を前提とするものづくりの分野で、こういったデザインの部分を概念的に切り出して、日本国内での保護を考える場合、日本の企業はまず意匠法に着目するようです。もちろん、法的保護を考える場合、意匠法のみならず手法を絞る必要はなく、場合によっては実用新案法、さらには不正競争防止法などの行為規制法なども視野に入れて、多角的に対処しようとするのが一般的です。

意匠法は産業財産権法の一つであり、明治以来120年の歴史を持つ、一つの制度です。ご存じのとおり、この法は特許庁が管轄しており、実体審査を担当する原課が意匠課となります。因みに「意匠」という言葉は明治の頃に作られた日本語の造語です(この点については、本号の第7頁の脚注第6を参照してください)。現代の中国の専利法ではこれを「外観設計」と名付けています。

意匠課と意匠審査部は産業財産権四法の一つを扱う特許庁の部署としては小さな所帯です。単純に審査官の数の比率で言えば、少々乱暴な言い方かもしれませんが、意匠を1とすれば、商標が3、特許が30といった程度の規模でしょう。それでも、歴史のある意匠登録制度を持ち、小さくとも機動的な部署であり、迅速かつ確かな実体審査を維持し続けている課室です。特許の皆さんの所帯を著名で大きな百貨店に例えれば、こちらは創業120年の老舗の小さな和菓子屋さんといったところです。

ここで少し組織の話に移りましょう。意匠課は現在、事務官の方々に加えて、100%意匠課併任の審査官を含めた実動でおよそ20名程度の人材で構成されています。組織で説明しますと、意匠課長のもとに、総括班（3名）、意匠審査支援管理班（3名）、意匠審査資料企画班（2名）、企画調査班（3名）の4班があり、室としては意匠審査基準室、意匠審査機械化企画調整室、意匠制度企画室があります。また、課長直属のポストとして意匠審査企画官（1名）が最近設けられたほか、各専門の課長補佐も数名程度設置されています。組織論でつらいところは、繰り返しのようになりますが、意匠審査官の数が相対的に少ないというところでしょう。意匠審査官数は、現在、実動で約40名、そこに審査部所属長の6名が加わります。大規模な所帯を持つ特許部門に比較すると、そもそもの意匠審査官の人数が少ない上に、意匠課や情報システム室といったいわゆるバックオフィス系の部署やその他に100%併任で10名以上の意匠審査官を審査部から出さざるを得ず、その上で、年間およそ4万件の意匠登録出願を、意匠課と意匠審査部で効率よくまかっていることとなります。老舗の小さな和菓子屋を維持していくことはなかなか大変です。

一つ例を挙げれば、意匠審査基準室です。意匠審査基準室は室長含め、基本的には皆が100%の審査業務をしながら運営してきています。もちろん、100%の併任審査官を審査部から出したいのですが、これまでに述べてきたように、もともと意匠審査官の数が少ないことから、それが中々できないのです。それでも意匠審査基準室員は限られた時間を有効に使いながら意匠審査と基準室併任業務を両立させて淡々と作業をこなしています。

### 3. 人材としての意匠審査官

ここで意匠審査官について触れてみたいと思います。意匠審査職員採用試験のために希望者に配布しているパンフレットを見てみますと、意匠審査官の出身大学と学部などが書いてあります。そういった情報をざっと眺めてみますと、やはり美術・デザイン系の大学か、又は工学部の中にある工業デザイン科、または教育学部の美術・デザイン学群などの出身者がほとんどです。世界の特許庁を概観してみますと、新規性などの実体審査を行っている意匠の審査官庁でこれほどまでに美術・デザイン専門家集団を揃えた官庁は、筆者が知る限りでは、日本の特許庁だけのようです。因みに隣国である韓国のKIPOでは、事務官が2年から

3年のルーティンで意匠の実体審査を行って他の部門に異動になるシステムを採用しているそうです。最近になってようやくデザイン関係の博士号を持つ人材を意匠専門審査官として若干名雇用したと聞きました。

ところで、任期付きの特許審査官の方であれば民間企業などから移籍してこられ、そうでない特許審査官の方であれば国家公務員試験における試験の各区分（例えば今でいう「理工」など）で受験されていることと思います。意匠審査官の採用の場合は、そういった一般の国家公務員試験の試験区分での合格者を対象としているのではなく、特許庁で行う独自の採用試験に合格した者を採用しています。特許庁意匠審査職員採用試験と呼ばれるこの試験は、国家公務員採用種別試験と同等の試験であり、「意匠学」に関する知識、能力、技術を問うものです。試験種目としての教養試験と総合試験は一般の国家公務員試験と変わるものではありませんが、一方で、専門試験（多岐選択式・短答式と記述式）では、専門的な知識、技術などの能力として、意匠概論、工芸材料学、色彩学、美術史、図学、デザイン実技が出願分野として挙げられています。ここでの意匠概論とは、デザイン概論、工芸概論、美学といったものです。結果として、油絵や工芸などの美術、各種のデザイン領域、建築学、そして、美術理論などの各方面からの人材が意匠審査官として採用されます。

そして、これは、それこそアンケートでも採ってみたいとわからないことですが、意匠審査官は自分たちそれぞれのこうした異なるバックグラウンドを個々に意識しあうことがあるのでしょうか。筆者自身の個人的な感想としては、それはないように思えるのです。例えば、特許審査のことは筆者は詳しくないのでわかりませんが、敢えて例にとってみると、特許審査第一部から第四部まで、特許の審査の領域では学問的なセクションがかなり様々にあるのだらうと思います。それは先ほどの「理系」というものを「工学的領域」として見た場合に、それこそミクロ的な視点からマクロ的な視点まで、領域がかなり広いように思えるのです。この稚拙な説明をなんとか言い換えれば、有機化学と機械工学とでは畑が異なるし、そうならば先行技術調査も実体審査もそれぞれ方法論から異なるのではないかということです。でも、意匠の場合、どうもそのような傾向は意匠審査部には見受けられない様子です。入庁したての頃は、それこそ油絵専攻であったり、環境空間デザイン専攻であったりするのですが、意匠審査官の考え方の根底には、人の暮らしに直接的に

結びついた「ものをかたちづくる」あるいは「表現する」という共通項があるようで、特許審査部門ほどの領域の隔たり感はないように思います。実際、意匠審査部門は分野別に3つの審査室に分かれています。学校での専攻で人材を部門に固定することなく、意匠審査官はあらゆる物品分野の意匠審査を経験することになります。

#### 4. 意匠審査部門

意匠審査部門の話が出ましたので、その点について簡単にご説明いたします。まず、審査業務部には意匠課のほか意匠審査部門が設置されています。分野別に、産業機器、民生機器、生活用品の3つの審査室に分かれており、さらにそれぞれの室には分室があります。3審査室には3審査長が、各分室には3上席総括審査官が、所属長として決裁業務を行っております。審査官の年次構成で言いますと、各部門ともに平成入庁組がかなり多くなってきました。平成一桁入庁組が審査や併任業務の中核を担うようになってきています。

意匠審査部門の話をする場合に欠かせないのが、調査員の存在でしょう。意匠審査官については先ほど概略をご説明しましたので、意匠審査部門を支えている調査員の姿についてご説明します。意匠課が非常勤職員としての意匠審査調査員をはじめ採用したのは平成になった頃のことです。そのときの採用人数は若干名程度でした。また、彼ら調査員の活用も意匠審査部門のみならず意匠課調査班（現在の企画調査班）の業務を補助したりするものでした。その後、徐々に意匠審査調査員の採用人数は増えていき、意匠審査官の先行意匠調査の事前下調査を行うようになりました。

それまでの意匠法は基本的には昭和34年法でしたが、平成10年には約40年ぶりに抜本的な法改正を行い、平成11年1月に改正意匠法が施行されます。法改正時の審議会では長期化していた意匠審査に要する期間を短縮化することも意見として出されており、その点が意匠課としての課題となっておりました。そこで、意匠課としては、法改正のタイミングにあわせて審査運用のあり方も抜本的に変えて行った経緯があります。その一つが予算要求に基づいた庁内での意匠審査調査員の大量採用です。基本的には審査官一人に意匠審査調査員一人をペアとして張り付けます。そして、意匠審査調査員が出願意匠について先行意匠調査（粗調査又は下調査と言います）を行い、

その上で審査官がさらに周密な調査・判断・査定を行う、一貫した内製としての仕組みです。ここで大切だった点は、「隣同士にそのペアの座席を配置する」ということでした。審査官がペアの意匠審査調査員に先行意匠調査を依頼するときに、互いに椅子を寄せながら図面を見て、審査官は調査方法などをきめ細かく意匠審査調査員に指示し、意匠審査調査員は調査しながら判らないことがあれば随時ペアとなっている審査官に指示を仰ぐ。この点が重要なポイントです。また、こうすることによって、調査漏れを防ぐだけでなく、審査官は意匠審査調査員の作業後に、意匠の形態上の特徴点など、意匠の類否判断上で自らが重要と考えた点について重点的に自分で調査することができます。そして、意匠審査調査員は審査官に調査結果を投げた後は、次の調査に取りかかることができます。そうすることで、意匠審査調査員と審査官との間で一つの流れ作業が生まれます。

特許の審査は各件審査方式ですが、意匠の審査はある期間（例えば半年間）に出願された案件（例えば200件）を、1ヶ月又は2ヶ月弱程度の期間でまとめて審査する方式を採っています。これを意匠審査部ではバッチ処理と称しています。これをこの意匠審査調査員と審査官との作業の流れに当てはめると、例えば、意匠審査調査員が腕時計の意匠登録出願150件を一つのバッチとしてまとめて先行意匠調査します。その期間は例えば1ヶ月。それが終了すると、それをそのまま審査官に投げます。審査官はそのバッチをやはり1ヶ月程度で再調査し、判断し、起案することになります。その間に、意匠審査調査員は次のバッチとして例えば置時計の意匠登録出願120件の先行意匠調査にとりかかる。そういった流れになります。

現在、意匠審査部門に在籍するいわゆる調査員は五つの種類に分かれています。これまでご説明したような先行意匠調査を行う調査員としての意匠審査調査員（下調査担当）、意匠登録出願等の分類付与の補助を行う調査員としての意匠審査調査員（分類担当）、意匠審査基準室の業務補助を行う調査員としての意匠審査調査員（審査基準資料整備担当）、予備的見解書を作成する調査員としての意匠審査調査員（予備的見解書作成担当）、さらに予算要求上は別の費目ですが外国意匠公報などの分類付与等を行う意匠資料分類調査員がおります。合計で約80名の大所帯となっています。なお、この方々のほとんどが、美大などでデザインや工芸などを専攻した方です。



## 5. 滞貨解消と平均FA期間短縮化への努力

これは特許も同様でしょうが、平成10年改正意匠法施行の頃に、意匠登録出願・審査の電子化が進められました。それまで紙出願であった意匠登録出願は平成12年に電子出願化されます。そして、意匠検索システムと審査周辺システムの導入により、意匠登録出願の先行意匠調査や起案も電子化されました。これにより、さらに審査効率が上がりました。導入前のいわゆる平均FA期間は15ヶ月～20ヶ月程度でしたが、先述した意匠審査調査員のペアの仕組みの導入、そして、検索端末等の導入による審査のIT化により、その後の平均FA期間は徐々に短縮化されていきます。

この短縮化に拍車をかけたのが、バッチ処理の年2サイクルシステムです。先の4.でご説明したように、意匠の審査はバッチ処理を行っていますが、10数年前までは、一つの分野を一年間で一回だけ行う方式を採っていました。これでは、例えば、審査官が腕時計のバッチを審査し終えた直後に、新しい腕時計の意匠登録出願がなされれば、その出願は次の腕時計のバッチ処理のタイミングがやってくるまで待たなければなりません。その期間は約1年弱の後となります。そこで、意匠課では、年度を上半期と下半期に分割し、半期ごとに腕時計の審査のバッチのスケジュールをそれぞれ組み込み、待ち時間を短縮化しました。特許と異なり、意匠の場合、デザインのバリエーションとして類似する意匠を同時期に出願したり、一つのトレンドとしてある形態の傾向を持つ意匠が同業の複数社から同時期に出願されたりすることが一般的です。そのため、先行意匠調査を効率よくするために、意匠では特許のような各件審査を行わず、まとめて先行意匠調査と審査を行うバッチ処理を採用しています。これをいわゆる年2サイクルにすることで、理論的には一步、各件審査に近づいている訳ですが、そうすることによって、審査期間はさらに短縮化されました。

結果として、平成10年頃まで溜まっていた実質的な滞貨は平成13年前後を境に解消し、現在では特許庁になされる意匠登録出願は、方式審査後すみやかに日本意匠分類の付与がなされ、その後に意匠審査調査員の下調査に回るという状態になっています。また、平均FA期間も約7ヶ月程度に落ち着いています。これは意匠の実体審査を行う世界の審査官庁の中でもかなり早い方だと考えられています。

なお、滞貨の解消と平均FA期間の短縮化には、意匠審

査調査員と審査官の庁内での共同作業、検索と起案のための端末の導入、審査スケジュールの年2サイクル化の3つの要素が効果を発揮しました。それは、意匠課と意匠審査部門にとっては、約10年前の当時としてはかなり大胆な施策であり、今にしてみると、意匠審査のいわばイノベーションだったものと思われます。この状態は今後も続くでしょうが、この3つの要素をこれ以上に今後更につき詰めるのは、審査官や意匠審査調査員にとっても負荷がかなり増大し、結果として平均FA期間をこれ以上に更に短縮化させるのは困難だと思われます。

## 6. 締めくくりに

これまで、意匠課と意匠審査部門の概要、意匠審査官という人材、そして10年前の課題であった滞貨解消とFA短縮化への対処について述べてまいりました。この状態は意匠課の事務官の方々、併任審査官、そして意匠審査調査員と審査官の努力のもとで、そのまま維持できるものと思われます。しかし、これは、「外的な要因が変化しない限りにおいて」、という条件がつきます。これからの意匠審査のあり方を考える上で、意匠制度のユーザーの方々にも満足いただける審査をさらに維持しつつけるためにも、次なる意匠審査のイノベーションは何か。それが今後の意匠課、そして、デザインの専門家集団である意匠審査官の課題となっております。

特許の審査官の方々には、やや特殊な分野のはなしに聞こえたかもしれません。しかし、意匠登録制度も産業財産権制度の一つであり、国内外の企業の需要が一定して存在し、特許庁内にあるデザインの専門家集団が日々心を砕いて慎重な運用を心がけている大切な制度です。時には意匠登録制度についてふとお考えいただく機会もあると、意匠のグループの一人として大変嬉しく思います。

### profile

宮田 莊平 (みやた そうへい)

平成2年4月	入庁
平成7年4月	意匠審査基準室
平成8年4月	意匠制度企画室
平成11年1月	国際課長補佐
平成15年4月	在ミュンヘン日本国総領事館
平成18年7月	意匠審査基準室
平成19年4月	意匠課長補佐 (企画調査班長)
平成20年4月	審判部第34部門審判官